

香川県農業負債整理関係資金基本要綱

平成 14 年 10 月 22 日 14 農経第 17990 号
最終改正 令和 8 年 10 月 13 日 8 農政第 166545 号

第 1 趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第 2 対象資金等

- 1 この要綱の対象とする資金は、次の 2 資金とし、融資機関は、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。
 - （1） 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）第 2 のⅡに定める資金
 - （2） 農業経営負担軽減支援資金（農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。）
- 2 この要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。
 - （1） 借入希望者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。
 - （2） （1）にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第 2 のⅡの 1 の（1）の資金（以下「再建整備資金」という。）については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。
 - （3） 第 3 の 1 の（1）の（ア）の融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第 3 の 1 の（1）の（イ）の融資機関のいずれかに確認するとともに、確認結果を記録しておくものとする。

第 3 借入希望者の手続等

この要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

- 1 借入希望者による経営改善計画書の作成・提出等

(1) 借入希望者は、

- ア これまでの経営状況
 - イ 経営の改善を図るための方針
 - ウ 経営改善計画の妥当性及び実行可能性
 - エ 経営改善計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性
- 等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書を作成し、別紙2の借入申込書（香川県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、利用しようとする資金に応じ、次に掲げる融資機関のいずれかに提出するものとする。

(ア) 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

(イ) 農業経営負担軽減支援資金

県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2) 借入希望者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）、市町等に相談を求めることができるものとする。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）が定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

- ア 借入希望者の経営能力等からみた経営改善計画の妥当性及び実行可能性
- イ 経営改善計画が実行された場合の収益改善見込み及び借入金の返済確実性
- ウ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他

のリスク対応策の妥当性

について、責任を持って判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1) の判断に際して、借入希望者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関（県、普及センター、市町、農業委員会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 11 条の 11 に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）等をいう。以下同じ。）の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して関係機関の意見を聴くものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・借入金の返済確実性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、1 年間普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）。
- (4) 融資機関は、3 の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、借入希望者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び借入金の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

3 債権保全措置

- (1) 融資機関が債権保全措置を行う場合には、当該融資機関（必要に応じて基金協会を含む。）と借入希望者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

第 4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

- (1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第 3 の 1 の (1) で定める (ア) 又は (イ) の融資機関は、必要に応じ、同 (1) に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを原則として電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付し、連携して手続を進めるものとする。
- (2) 融資機関は、別紙 1 の (1) の経営改善計画総括表を作成し、別紙 1 の経営改善計画書とともに 2 の (1) の経営診断の実施機関に原則として電磁的記録により送付し、意見を求めるものとする。

- (3) 融資機関は、基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を行おうとする場合には、速やかに香川県農業経営負担軽減支援資金実施事務処理要領に定める利子補給承認の手続を進めるものとする。
- (5) 融資機関は、借入希望者からの関係書類を受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。）してから 1 月半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙 1 の経営改善計画総括表又はその他の適切な方法により、借入希望者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続

- (1) この要綱の対象とする資金の貸付けに係る経営診断の実施機関は、香川県農業制度資金審査委員会とする。
- (2) 香川県農業制度資金審査委員会は、1 の（2）により、融資機関から意見を求められた場合、別紙 1 の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

- (1) 融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙 4 又は別紙 4 を参考にして融資機関が定める様式による経営状況報告書（以下「経営状況報告書」という。）により、経営状況を融資機関に報告するものとする。
- (3) 融資機関は、（2）の報告を踏まえて、必要がある場合には、関係機関に借入者に対する指導等の協力を求めるものとする。
- (4) 関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

4 民事再生手続との関係

- (1) 借入者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、他の債権者と連絡を密にして再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。
- (2) なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務についてこの要綱で定める資金の対象とすることは、可能である。

第 5 その他

- 1 融資の運用に当たって、関係機関は、借入希望者に無用の心理的負担がかかることの

ないよう配慮するものとする。

- 2 融資機関及び関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、この要綱の対象とする資金に係る経営改善計画書等の個人情報について厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
- 3 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第4の1の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書(別紙2)により同意を求めることとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の規定は、平成16年4月1日以降適用し、同日前の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。